

強力で民主的なナショナルセンター建設を目指して — FTUMが準備会合 —

I T U C ミャンマー事務所・所長 **なかじま** **しげる**
中嶋 **滋**

「宣言」、規約原案をめぐる 活発な討議

FTUM（ミャンマー労働組合連盟）は、本年11月末（29、30日）に国内第1回大会を開催し、幾つかの産業別組織（Federation）を結集した総連合会（Confederation）へと飛躍を果たし、強力で民主的なナショナルセンター（Confederation of Trade Union - Myanmar）の確立を図る。現在、それに向けての準備活動が急ピッチで進められている。加盟組合の主だった役員らが参加する準備会合（Pre-Congress Consultative Meeting）で、討議が積み重ねられている。その2回目の会合が8月24、25日にヤンゴン市内の僧院の講堂で開かれた。シャン州やマンダレー管区など地方からの参加者は、講堂2階の広間に寝具を持ち込み、宿泊しての参加だ。農業、交通運輸、製造業、鉱山・木材、マスコミの加盟組合から約200名が参加した。

主要な討議課題は、規約・規定の改正・制定と、産業別組織の結成に関するものである。FTUMの現行規約は、軍政による熾烈な弾圧下で地下・亡命活動を余儀なくされていた時代に、FTUB（Federation of Trade Union - Burma）として活動展開していた時のものであり、大幅な改正が必要とされる。マウン・マウン書記長の下に設置された、規約改正検討チームによる原案が、中央委員会での検討をへて、準備会合での討議に付された。今回の会合は、その第2ラウンドということになる。

規約・規定に関する討議は、規約、諸規定（議事運営委員会、資格審査委員会、財政・監査委員

会、連帯資金運営委員会、青年委員会、女性委員会などに関する）について、原案を逐条に読み合わせしながら進められた。徹底した民主的な討議で、全体集会に引き続いて、産業別グループごとに検討・審議がなされ、再度、全体集会で集約的な討議が持たれた。今回の討議結果を、さらに加盟組合ごとに検討して、10月初旬に予定されている、3回目の会合にその結果を持ち寄り、大会に提案する議案として確定していく。

今回の討議された案件で注目すべきは、「ヤンゴン宣言」である。軍政に対して一貫して闘ってきたFTUB（1990年結成）の歴史と、民主化への歩みの中で労働組合が合法化されたが、厳しい登録制度と経営者側の悪辣な妨害の下で組合結成に取り組んできた、FTUM（2012年以降）の活動経過をしっかりと受け継ぎ、ミャンマーの労働組合運動を主導する決意を示すため、「ヤンゴン宣言」と題して、闘いの歴史と意義、目指してきたことと今後の取り組み方向を簡潔にまとめた文書が、相対的には独自だが、規約と一体のものとして討議に付された。規約の前文として書かれる



産業別グループ毎の検討

内容を含むが独立した文書とされたのは、分量も内容も前文には収まり切れないと判断されたからだという。その判断には、規約は簡潔・明瞭に基準と手続きが示されるべきで、解釈が分かれるような記述や分量は避けるべきという考えがあった。規約の解釈をめぐる意見の相違は、時として、深刻な対立に転化する場合があるから、賢明な判断といえる。

「宣言」案は、自由、民主、独立の基本原則を尊重遵守し、民主国家・社会建設に協力に関与していくこと、そのために労働組合運動のナショナルセンターとして取り組むべき重要課題を明らかにし、「この歴史的な時に際し、我々はFTUB/FTUMの成長に向けて惜しめない支援を続けてくれた人々に対して深い感謝の意を表し、ここに、規約上も組織的にもFTUB/FTUMを継承する組織として、CTUMが、その規約の採択によって、活動を開始することを宣言する」としている。この案には、参加者から積極的な評価と支持が寄せられた。

産業別組織の結成の課題

産業別組織の結成の課題は、登録制度と密接に関連する。現行の労働組合組織法の下では、産業別区分が細かく規定され、企業・事業所、タウンシップ、州・管区、全国の4段階で、同一産業区分内での労働組合結成が義務づけられている。しかもタウンシップ以上の組織は、同一産業区分の労働者の10%以上を確保していなければ登録組織たりえないとされている。登録組合以外の組合活動は認められない厳しい制度であるから、この法制度の下での産業別全国組織（Federation）結成は非常に難しい。ナショナルセンターとしての総連合会（Confederation）は、産業別全国組織の結集体と位置づけられているので、その結成には他国では想像もできないほどの困難が伴う。

しかしFTUMはこの困難を乗り越えて、強力で民主的なナショナルセンター結成に向けて、10%制約の撤廃と産業別区分の改正を求めての対政府交渉（登録団体ではないので様々なルートか

らの非公式交渉）を行いながら、組織づくりを進めている。今回の会合では、産業別全国組織を国際労働組合運動の現状を踏まえて、GUF（Global Union Federation、現在は8組織）に対応する区分による組織形成を目指すことで議論がなされた。11月末の大会までに、今回の会合に参加した加盟組合による産業別結集を母体に、少なくとも4つの全国産業別組織を作り上げようと確認された。GUFとの関連を示すと、農業（IUF）、交通・運輸（ITF）、製造業（Industrial）、鉱業・木材（BWI）の4産業分野である。これに加え、サービス（UNI）、教員（EI）、公務（PSI）、ジャーナリスト（IJA、FTUM加盟があるが少数）が結集すれば、GUFの陣容に対応することになる。FTUMの当面の重要課題は、これらの産業分野の組織化促進である。

FTUMの組織現況

関連してFTUMの組織現況に触れておく。7月末現在で労働省に登録された労働組合数は1,191（組合員数約7万人）となっているが、その内FTUMに加盟する組合は571（37,686人）で、全体の半数に迫っている。その産業分野内訳は、農業479（24,007人）、製造業39（8,811人）、交通・運輸28（3,354人）、建設・木材18（1,133人）、水産5（319人）、メディア2（62人）である。この実態から分かるように、農業組合の比率が圧倒的に高い（84%）。ミャンマーの就労人口の65%以上が農民であることを考慮しても、他産業分野とのバランスが取れていないことは明らかである。

最近数カ月の組織化の進展は目覚ましいものがあるので、11月末の大会に向けて飛躍的な拡大が期待できるが、課題は、農業分野以外でどれだけの進展を実現できるかだ。全産業分野をカバーし、全労働者を代表しうるナショナルセンター確立に向け、一層の取り組み強化が必要だ。

最後にUAゼンセンとJAMによる活動家養成講座が、この面でも大きな貢献をしていることを報告しておきたい。